

西高34期ドリームプロジェクト実行委員会

運営規約

第1条（名称）

本会の名称は、西高34期ドリームプロジェクト実行委員会とする。

第2条（事務所）

本会の事務所は、北海道札幌市中央区宮の森4条8丁目1 北海道札幌西高等学校内輔仁会館に置く。

第3条（目的）

本会は、会員の母校である北海道札幌西高等学校が創立100周年を迎えるにあたり、平成24年4月時点で在籍する生徒たちに「夢」を語る場を提供し、その「夢」の実現に向けた物的・人的援助を行うこと等を通じ、「西高への感謝」「西高が母校であることの誇り」を共有し、ひいては同高および同校同窓会組織である輔仁会のさらなる発展に向け、卒業生と在校生とが共同して活動できる環境の設定に寄与していくことを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 北海道札幌西高等学校卒業生らに向けたPR活動及び資金調達活動
- (2) 調達した資金の管理及び生徒への配分
- (3) 配分された資金の使途の監督
- (4) その他、本会の目的を達成するための一切の活動

第5条（会員）

本会の会員は、北海道札幌西高等学校第34期卒業生（昭和59年3月卒業）であり、本会の目的に賛同し、委員長に参加を申し出、委員長が承認した者とする。

2 委員長は、適宜、会員名簿を作成するものとする。

第6条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 監事 | 1名 |

2 役員の任務は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は本会の会計並びに会務を監査する。

3 発足時の役員は、以下のとおりとする。

委員長	笠	間	聖	司
副委員長	仙	石		達
副委員長	岩	佐	秀	明
会計	石	黒	恵	美子
監事	岸	田	大	輔

4 役員は、本会解散時まで、その任務にあたるものとする。

ただし、やむを得ない事由がある場合は、役員会の承認を経て辞任することができる。

5 役員が、辞任その他の理由で欠けた場合、すみやかに新たな役員を会員の中より総会において選出し、補充するものとする。

第7条（会議・議決方法）

本会の会議は、会員全員で組織する総会及び役員全員で組織する役員会とし、いずれも委員長が召集し、議長となる。

ただし、委員長の指名により他の会員が議長となることを妨げない。

2 総会は原則として月1回開催する。

ただし、必要が生じたときは臨時総会を開催する。

3 役員会は、必要に応じ、委員長が召集する。

4 総会は5名以上、役員会は3名以上の出席で成立し、会議における議決は、出席会員の過半数の賛同による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第8条（議決事項）

本会が行う活動は、すべて総会の議決に基づいて行うものとする。ただし、以下の事項を除き、その議決を役員会に委任することができる。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び収支報告
- (3) 役員の選任
- (4) 本規約の改廃

2 役員会は随時開催し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に提案する諸議案の作成
- (2) 本会の目的を達成するために必要な細部事項
- (3) 総会から委任を受けた事項

第9条（議事録）

総会及び役員会の議事録は、委員長または委員長が指名する会員が作成、保管し、これを会員が閲覧できる状態を保持するよう努めるものとする。

第10条（経費）

本会の活動のための経費は、会費および寄付により賄う。

第11条（活動期間）

本会の活動期間は、平成23年11月6日より平成27年3月31日までとする。

ただし、総会の決定により、上記期間内であっても、本会の活動を終了することができる。

第12条（収支報告）

委員長は、必要と認めた時期に、会計及び監事に対し、総会にて収支報告を求めることができる。

第12条（清算）

本会の活動終了時に、会計及び監事は、総会にて収支報告を行なう。

2 清算時に残余金が存在する場合、それを北海道札幌西高等学校に寄付する。

第13条（その他）

この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が別に定める。

平成23年12月10日

本規約が、本会会員の同意を得て作成されたものであることを証するため、本会委員長である 笠間聖司 が署名、捺印する。

笠間聖司 